

文化財活用資金貸付規程実施細則

平30.9.25 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、文化財活用資金貸付規程に基づく資金の貸付けについて必要な細目を定めるものとする。

(事業開始報告)

第2条 資金の貸付けを受けた者は、事業を開始したときは、速やかに事業開始報告書(別記様式第1号)を提出するものとする。

2 前項の事業開始報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 国等への補助金等交付申請書および補助金等交付決定通知書の写し
- (2) その他、必要と認める書類

(事業完了報告)

第3条 資金の貸付けを受けた者は、事業を完了したときは、速やかに事業終了報告書(別記様式第2号)を提出するものとする。

(繰上償還)

第4条 理事長は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた資金の全部または一部を繰上償還させることができる。

- (1) 貸付金を、貸付の目的外に使用したとき。
- (2) 不正行為によって貸付けを受けたとき。
- (3) 国等の補助金等の交付決定の全部または一部が取り消されたとき。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、資金の貸付けについて必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀県文化財保護協会
理事長

様

借受人

住所 _____

(法人名)

氏名 _____ (印)

文化財活用資金貸付事業開始報告

令和 年 月 日付け貸付番号 第 号をもって貸付決定を受けた文化財活用事業を、下記のとおり開始しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

貸付番号	第 号
補助等事業名	
事業開始日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日
添付書類	国等への補助金等交付申請書および補助金等交付決定通知書の写し
備考	

様式第2号

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀県文化財保護協会
理事長 様

借受人
住所 _____
(法人名)

氏名 _____ 印

文化財活用資金貸付事業終了報告

補助等事業名			
貸付番号	第 号	事業開始 年月日	令和 年 月 日
貸付年月日	令和 年 月 日	事業完了 年月日	令和 年 月 日
事業実施結果	事業内容		金額

注 事業に係る精算書を添付すること。